

平成〇年〇月

株式会社 ○○○○ 給与表

氏名	基本給	残業手当 (時間)	休日手当 (時間)	精勤手当	家族手当	役付手当	その他 手当	通勤手当	支給合計	健康保険	厚生年金	雇用保険	課税金額	扶養	源泉税	住民税		その他 控除	手取額
山田 太郎	200,000	15,500 (12.0)	()	5,000	10,000	20,000		9,500	260,000	12,324	21,336	1,560	215,280	1	3,620	5,800			215,360
斉藤 五郎	180,000	10,000 (8.0)	()	5,000		10,000		7,500	212,500	10,428	18,053	1,275	175,244	0	3,800	4,600			174,344
鈴木 一郎	175,000	10,000 (8.0)	()	5,000				8,000	198,000	9,480	16,412	1,188	162,920	0	3,370	4,000			163,550
◇																			0
摘																			0
要																			0
																			0
																			0
																			0
																			0
																			0
合計	555,000	35,500	0	15,000	10,000	30,000	0	25,000	670,500	32,232	55,801	4,023	553,444		10,790	14,400	0	0	553,254

①残業手当

- イ. 法定時間（8時間）超の残業手当は、平均賃金（通勤手当を除いて算出）の1.25倍です。但し、残業時間が60時間を超えると1.5倍です（法定時間内、例えば7時間30分勤務での時間オーバーは労使協定で自由に決定）。
- ロ. 変形労働時間制を採用した場合は、協定単位期間内を平均して1週40時間内であれば、或る日に2時間、1週間に48時間内ならば残業料不要です。
- ハ. 残業時間は必ず記入して下さい。
残業料・深夜労働手当（0.25追加）・休日労働手当は、翌月計算しても合法です。

②平均賃金

平均賃金算出のための分母（1か月の所定労働時間）は、1年間を通じた所定労働日を12ヶ月で除した日数に1日の所定労働時間を乗じて算出します（従って、毎月分母が変わることはありません）。

③最低賃金法による「基準額」は、残業料その他の手当を除きます。

④賃金控除協定

源泉所得税・住民税・社会保険料を除く「法定外控除」は労使協定が必要です（届出不要）。